

2026年度(第61回)

岐阜県クラブ対抗 競技規定

◆主 催 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟(GAG)

◆後 援 岐阜県・(公財)岐阜県スポーツ協会・岐阜新聞社・岐阜放送

競技日程 2026年 6月12日(金)

会場 富士カントリー可児クラブ 可児ゴルフ場(志野・織部・黄瀬戸コース)
〒509-0224 可児市久々利向平221-2
(TEL) 0574-64-1111

競技規則 (公財)日本ゴルフ協会ゴルフ規則及び本競技ローカルルールを適用する。

競技委員会の裁定 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。

競技方法 第1ラウンド 9ホール・ストロークプレー
第2ラウンド 9ホール・ストロークプレー
全員が2ラウンドプレーとする。
※1 天候その他の都合により、競技方法を変更することがある。
※2 本競技の参加者全員が正規のラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

競技の成立 競技の中断及び中止によりチーム全員がホールアウトできなかった場合、全員の第1ラウンドのホールアウトをもって競技成立とする。
この場合、個人の部の表彰は行わない。
全員が第1ラウンドをホールアウトできなかった場合、不成立とする。

タイの決定 本競技は1チーム6名とし、上位5名の合計打数により順位を決定する。合計打数が等しいチームが2つ以上あって順位が決定しないときは、次の順で順位を決定する。

- ① 6名全員の合計打数により順位を決定する。
 - ② ベストスコアの良い方を上位とする。
 - ③ 順次各位のスコアの良い方より順位を決定する。
 - ④ チーム全員の合計年齢の高い方を上位とする。
それでも決定しない場合は、「委員会によるくじ引き」によって決定する。
- ※ チーム内でタイが生じた場合は、年長順により上位5名を決定する。

使用クラブの規格 プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーはR&Aによって発行される最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。このリストは定期的に更新され、RandA.org で閲覧できる。
例外:1999年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこの規定から免除される。
この規定に違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格。
適合ドライバーヘッドリストに掲載されていないドライバーを持ち運んでい

るだけで、そのドライバーでストロークを行っていないのであれば、この規定に基づく罰はない。

使用球の規格

ストロークを行う時に使用する球はR&Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。このリストは定期的に更新され、RandA.org で閲覧できる。

この規定に違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰:失格。

キャディー

〈指定コースのみ〉

規則10. 3aは次のように修正される:プレーヤーはラウンド中に競技委員会が指定した者以外をキャディーとして使用してはならない。(なお、プレー形式は共用のキャディーとなります。)

※ 9番ホールから10番ホールへ向かう間、または18番ホールから1番ホールへ向かう間のカート道路において、その交差する箇所については、補助要員がカートを操作することを認める。

規定の違反の罰:

プレーヤーはそうしたキャディーに援助してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間に起きた場合や、ホールとホールの間まで継続した場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

〈指定コース以外〉

規則10. 3aは次のように修正される:プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。

※ 9番ホールから10番ホールへ向かう間、または18番ホールから1番ホールへ向かう間のカート道路において、その交差する箇所については、補助要員がカートを操作することを認める。

規定の違反の罰:

プレーヤーはキャディーに援助してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間に起きた場合や、ホールとホールの間まで継続した場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

競技終了時点

本競技は競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

参加資格

団体の部:1チーム6名(1クラブ1チームのみ参加できる)

個人の部:

- (1) 60歳以上の部 2名
昭和41年(1966年)12月31日以前に誕生した者
- (2) 50歳以上の部 2名
昭和51年(1976年)12月31日以前に誕生した者
- (3) 一般の部 2名
年齢制限なし

選手の資格

- (1) アマチュア資格を有すること。
- (2) 加盟倶楽部に6か月以上所属する会員であること。
- (3) 前年度他の倶楽部の選手権保持者でないこと。ただし、参加しな

い倶楽部の選手権保持者はこの限りでない。

- (4) ジュニア及び学生、研修生ではないこと。(大学院生の参加は認める)
- (5) 1選手が2チーム以上の選手として出場することはできない。

※ 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取消することができる。なお、競技委員会はプレーヤーが次のいずれか一つにでも該当する場合(ただし、これらに限られない)、当該プレーヤーを出場に相応しくないと判断するものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
- ② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき。
- ③ 体調に問題があり、プレーを続行することが困難であると委員会が判断したとき。

申込締切日	<u>2026年 5月 1日(金)</u> 締切日の17時までに、(一社)岐阜県ゴルフ連盟必着のこと。
参加申込み	申込み倶楽部は参加料を添えて申込むこと。
選手登録	<u>2026年 5月29日(金)</u> 締切日の17時までに、(一社)岐阜県ゴルフ連盟必着のこと。 GAG専用ホームページから登録すること。
選手変更	選手変更は、 <u>競技前日の15時まで</u> 受付ける。所定の選手変更届に必要な事項を記入の上、(一社)岐阜県ゴルフ連盟 事務局へ提出すること。 ただし、選手の交代のみを認め、登録選手同士の「出場順位」「コース」「スタート時間」の変更は認めない。また、一度登録から外れた選手は再登録できない。
申込み先	(一社)岐阜県ゴルフ連盟 事務局 〒509-0146 各務原市鵜沼三ツ池町 3-59 アーバンビル1階 (TEL)058-370-2864
競技参加料	1チーム 66,000円(含消費税) 「スポーツ振興基金」非参加クラブは 198,000円(含消費税) ※ 申込締切日以後の参加取消しの場合、参加料は返金しない。
当日の待遇	競技当日のプレー料金は連盟負担とする。その他は個人負担とする。
表彰	団体の部 優勝 及び 第2位～第5位 個人の部 各部門 第1位～第3位

- ※ 個人の部においてタイが生じた場合は年長順により決定する。
それでも決定しない場合は、「委員会によるくじ引き」によって決定する。

指定練習日	6月2日(火)・6月3日(水)・6月4日(木)・6月5日(金)・6月9日(火)・6月10日(水)・6月11日(木)のうち、1日間とする。 ※1 指定練習日は会員並の待遇が受けられる。 指定練習は所属倶楽部から申込み予約すること。 ※2 指定練習は参加倶楽部単位で各コース1組を上限とする。費用は受益者負担が望ましい。 ※3 指定練習日のキャンセルについては、キャンセル料が発生することがある。詳細は会場倶楽部に確認すること。 ※4 練習ラウンドは1つの球でプレーすること。
注意事項	(1) 本競技会へ参加するにあたり、参加中の事故などについて主催、主管、協力団体は一切責任を負わない。 本競技会へ参加を希望する者は、各自でゴルファー保険に加入することを強く推奨する。 (2) バッグは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないこと。 なお、サブバッグの使用は禁止する。
その他	選手に対しアマチュア資格規則を逸脱した待遇を与えることのないようにし、『帽子、スポーツシャツ及び、ボール1ダース以内とする』との連盟からの通達を厳守し華美にしないこと。
個人情報・肖像権に関する同意内容	本選手権競技参加申込みにより、当連盟が取得する個人情報及び肖像権は、次の目的のみに利用することに予め同意承諾することを要する。 (1) 本選手権の参加資格審査。 (2) 本選手権の開催及び運営に関する業務。 選手権の開催に際し、選手権関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、所属(所属倶楽部、所属団体)、並びに選手権の競技結果の公表。 (3) 本選手権における競技結果の記録の保存、並びに選手権終了後において必要に応じ、そのうち(2)の記載の適宜による公表。 (4) 本選手権競技(競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む)に関して、広報(GAGホームページ・SNS・関係機関会報誌・報道関係媒体等)のための公表。
服装規定	参加者は一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 主催・主管競技 服装規定(別紙)を確認の上遵守すること。 その他、会場倶楽部のドレスコード、利用約款に従うこと。服装規定に違反があった場合、初回は注意し着替えてもらうことが望ましい。 注意の上なお改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技参加者の参加資格を取消することができる。
行動規範	参加者は、別途規定する本競技の行動規範を遵守すること。

以 上

2026年度 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟
主催・主管競技 服装規定

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟
競技委員会

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟が主催、主管する競技において、本規定を採用する。参加者は、それぞれゴルフ場・学校等団体の所属として競技に参加しているという認識を持つこと。この規定は競技当日のみならず、その競技に参加するために行う指定練習時にも適用する。

この規定に違反があった場合、初回は注意し着替えてもらうことが望ましい。注意の上なお改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技参加者の参加資格を取り消すことができる。また注意があった場合、その内容を本委員会より所属倶楽部・学校等へ連絡することがある。参加者は、関係者がギャラリーとして観戦に来る場合、本規定を遵守の上で来場するよう注意しなければならない。

【来場時】

1. ハウス来場時には必ず上着(スーツ・ブレザーなど)を着用のこと。
但し酷暑期において、開催ゴルフ場が免除している場合を除く。
2. 次の1以上にあてはまる服装および履物での来場を禁止する。
・Tシャツ(類似した襟のない服を含む) ・ジーンズ ・スウェット
・サンダル(つっかけ含む)

【コース内・プレー中】

1. 安全上・健康上、プレー中は必ずキャップを着用すること。
着帽しない場合、競技会への出場を禁止する。但しハウス内では脱帽のこと。
2. 襟付きスポーツシャツ又はタートルネックシャツを着用すること。
(Tシャツ等に類似した襟の無いもの、小さいものは不可。)
3. 次の1以上にあてはまる服装については、会場倶楽部に確認のこと。
 - ・ 短パン着用時のハイソックス着用
 - ・ 袖なし服(ノースリーブ、タンクトップ)でのプレー
 - ・ アンダーウェア(機能性素材)の露出但しアンダーウェアだけを着用しての来場およびプレーは不可。
4. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは、使用を禁止することがある。
5. 汗拭きタオルはカートに入れるか、バッグに掛けておくこと。
首に巻く、肩に掛ける、腰に下げる、またはそれに類似する行為を行わないこと。
その他、会場倶楽部のドレスコードに従うこと。※ ギャラリーも本規定に従ってください。

2026年度 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 主催・主管・共催競技 行 動 規 範

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟
競技委員会

ゴルフ規則1.2bにより、一般社団法人岐阜県ゴルフ連盟（以下：連盟と称する）が主催、主管、共催し、一般社団法人岐阜県ゴルフ連盟競技委員会（以下：委員会と称する）が運営する競技における独自の基準として、本規範を採用する。

参加者は、それぞれ所属倶楽部等「団体の所属」として連盟競技に参加しているという認識を持つこと。この規範は競技当日のみならず、その競技に参加するために行う練習時にも適用する。

【重大な非行と判断するケース】

1. JGA発行オフィシャルガイド（1.2a/1）に明記されている「重大な非行とみなされる可能性が高いプレーヤーの行動」に1以上該当するような行動を取った場合。
2. 別途規定する服装規定を遵守せず、委員会からの是正指示にも従わなかった場合。
3. 受け入れられない行動を取ったと委員会が判断した場合
（受け入れられない行動の例）
 - ・ コースの保護をしなかったり、クラブやコースを乱暴に扱ったりする。
 - ・ 他のプレーヤー、レフェリー、ギャラリーへの失礼な態度や受け入れられない言動。
 - ・ 円滑な競技運営のための委員会の協力要請に対し合理的理由もなく無視または拒否する。
 - ・ ローカルルールの注意事項に反する行動。
 - ・ 無届での競技会欠場やスコアカードの改ざんなど、ゴルファーとしてあるまじき行為。
4. 委員会が必要と判断した時に競技者へ要請する「感染症等拡大対策」への対応が不十分であると委員会が認めた場合。
5. その他、上記と同等の行為であると委員会が認めた場合。

全ての場合において、委員会は当該競技の競技委員長を含む委員会が、プレーヤー本人および他のプレーヤーからの意見聴取を行った後、事実認定を行う。

【罰の段階】

上記1. に該当すると委員会が判断した場合、失格とする。

それ以外の場合は最初の違反は「警告」とする。2回目以降の違反は「1打罰」「一般の罰」「失格」を段階として、委員会がその重度を判断し罰を課す。

警告を含めて罰を課されたプレーヤーに対しては、所属倶楽部等を通じて、委員会より制裁を加えることがある。制裁の種類は「警告」「出場停止」とし、「出場停止」については〔委員会の定める一定期間〕〔委員会が認めるまでの間〕〔永久〕とする。

以 上